

第18回国立国会図書館契約等監視委員会議事概要

開催日及び形式	令和7年12月2日（火）14時00分～16時00分 Web会議システムによるオンライン開催	
委員長及び委員	委員長 石田 晴美（文教大学経営学部教授、公認会計士） 委 員 稲垣 隆一（弁護士） 委 員 小笠原 直（公認会計士） 委 員 木村 琢磨（千葉大学大学院社会科学研究院教授）（欠席）	
議事の概要	・入札及び契約に係る手続の運用状況の報告 ・抽出結果の報告 ・抽出案件の説明及び審議	
審議対象契約期間	令和6年10月1日～令和7年9月30日	
抽出案件	5件	（備考）総数298件
競争入札（工事）	1件	契約件名：防火シャッター部品交換工事（令和6年度） 契約相手方：三和シヤッターワーク工業株式会社 契約金額：7,920,000円 契約締結日：令和6年11月18日 担当部局：総務部会計課
随意契約（工事）	1件	契約件名：関西館電動集密書架改修工事（令和7年度） 契約相手方：丸善雄松堂株式会社京都支店 契約金額：91,762,000円 契約締結日：令和7年5月12日 担当部局：関西館総務課
競争入札（物品役務）	1件	契約件名：本庁舎で使用する電気 契約相手方：株式会社U-POWER 契約金額：基本料金単価：760.00円、電力料単価（夏季）：18.14円、 電力料単価（その他）：18.14円 契約締結日：令和7年4月1日 担当部局：総務部会計課
随意契約（物品役務）	2件	契約件名：館内サービスシステムの賃貸借 1式 契約相手方：株式会社インターネットイニシアティブ 契約金額：1,008,150,000円 契約締結日：令和6年12月9日 担当部局：総務部会計課 契約件名：建築保全業務 契約相手方：アズビル株式会社 契約金額：483,560,000円 契約締結日：令和7年4月1日 担当部局：総務部会計課
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告	なし	

別紙

【防火シャッター部品交換工事（令和6年度）】	
主な意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・2者が応札したところ、いずれの入札価格でも低い落札率だが、これはシャッター業界の慣行なのか。 ・低入札価格調査の調査項目は、国立国会図書館独自のものか。 ・今回は非常に低い落札率であったが、今回の部品交換工事を落札した業者が、今後の工事で有利になるようなことはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のような低い落札率は想定外であったが、物品の比率、部品等の比率が比較的高い工事では、メーカーは自社の部材等を使うことで低い価格での入札をすることはありうるという認識である。 ・当館で定めているものである。 ・シャッターについては、建築保全の中で保守を行っている。今回の工事を受託した業者以外しか対応できないというものではないので、特に今後有利になるということはないと考える。

【関西館電動集密書架改修工事（令和7年度）】	
主な意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・本社が京都以外の業者からも入札に関する問合せがあったとのことだが、調達ポータルを見てのことだったのか。 ・応札しなかった2者について、結局、資料請求等がなかった理由を確認したか。 ・改修工事であるから、まずは設備・施設があって、それに対してLED化、電気などの工事を行うことになる。当初設置した会社のグループではなくても技術的には出来ると思うが、応札に難しさがあったのか。 ・これは請負契約であるが、再委託について、丸投げは不可など、契約上明らかになっているか。また、丸投げ、一括下請け禁止への問題意識を持った調達をしていたか。 ・本件は書架の改修工事で、経年劣化があったから改修のことだが、何年前に設置したのか。また、かなり古いものなので、今回改修したとしても、今後も数年おきに改修しなければいけないものか。 ・次の改修工事の際、今回落とした業者が有利になるということはないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この案件に関しては、当館から声掛けをした業者及び当館ホームページを見たという業者の計3者から問合せがあった。問合せがあった業者が調達ポータルも確認した上で問い合わせてきたかは確認できていないが、状況から推測すると、この案件に関しては、調達ポータルの効果は出でていない、という結論にならざるを得ない。 ・応札しなかった2者にも問合せに応じて資料を配布したが2者のうち1者は電動集密書架のメーカーであり、直接入札には参加しないスタンスのことだった。もう1者にも問い合わせたが、応札参加しなかった理由について回答はなかった。 ・電動集密書架の業者は、数は少ないものの数社はあると思うので、技術的なところでは参加に問題はないと考える。 ・契約書に、一括委任または一括下請を禁止する項目がある。工事に入る前に、工事施工体制台帳を提出してもらい、どういった体制で工事をするか等についてすべて事前に確認している。丸投げが行われていないことも確認している。 ・電動集密書架は、既に23～24年ぐらい経っている。更新計画を立てているが、まだ改修していない部分があるので、次回はもう少し短いスパンで改修工事を行う必要が出てくるだろうと見込んでいる。 ・電動集密書架の仕様は入札説明書で公開しており、それを確認の上で改修できる業者が入札してくると思う。今回の落札業者が次回も確実に有利になるとは考えていない。

【本庁舎で使用する電気】	
主な意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・会社の信用力を判断する時に、他の案件では財務諸表の提出を求めている例もある。本件の場合、電気供給の能力等について、どのような確認を行っているのか。 ・電力供給の継続性について、今後、もう少し評価すべき事柄なり、調査すべき事柄なりを増やした方がよいと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件の事前提出書類には、財務書類は含まれていない。 ・当館においては、まだ委員ご指摘の観点については検討したことなく、先物取引と契約金額との見合い等も課題と

える。経産省が供給可能性を確保するための先物取引の利用など、リスク管理の仕方について相当力を尽くしている。業者が全契約期間の電力を先物として確保しているなら一番確実である。電力の場合、先物取引によるリスク平準化を図ることによってきちんと確保できる契約ができると思う。

- ・電力は毎年調達する必要がある。安価な電力を確実に調達できるよう、国との機関の状況についての情報収集等も含めて、今後も引き続き検討をお願いしたい。

なるようと思われるが、供給力の確保、保証というのは非常に重要なテーマだと考える。引き続き検討してまいりたい。

【館内サービスシステムの賃貸借 1式】

主な意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none">・7者から資料請求の依頼があり、配布を行ったということだが、参加は1者のみだったとのこと。入札に参加しなかった社に対し、その理由等についてヒアリングは行ったか。・本件賃貸借契約は、館内サービスシステムの導入1式と一体であって、以前から調達としては同様の方式とのことだが、期間や仕様の点でも同様、金額の点でも同様、という理解でよいか。・資料請求があった7者のヒアリング結果なども、ある程度文書化して提示いただいた方がより良いと思う。また、今回の入札結果が、前回、前々回と比べて本当に妥当だったのかどうかという点を、エビデンスとしてまとめておくとより良いと考える。・システム全体について、3年ごとぐらいに全部取り換えるという理解でよいか。・不落随契のため契約金額は入札時の金額より下がっているが、国を挙げて実質賃金を上げようとしている中で、不當に価格を下げる圧力はなかったか。	<ul style="list-style-type: none">・入札に参加しなかった社に対する個別ヒアリングは実施できていないが、不参加の理由についてはある程度推察、分析をしている。本件の受託事業者とその協力会社2者を除いた4者のうち3者は、リース会社、物流会社及びネットワーク機器の販売製造会社であり、単独で提案できる案件ではないため、パートナーを見つけて参加する方法を検討したが、一緒に組む事業者を見つけるには至らなかつたか、若しくは本案件に自社製品の提案ができないか、情報収集を目的として参加されたのではないかと考える。他の1者は、仕様調整の段階でグループ企業の親会社から人手不足を理由に参加は見送るという連絡があつたため、グループとして同じ方針を取つたのではないかと推察している。・前回入札の参加は1者で、今回と同じ会社が落札している。調達対象の機器や期間はほぼ同じであるが、金額は今回大きく上がっている。前回と今回の仕様の違いは、機器の台数を少し圧縮して、調達金額の圧縮を図つたという点である。また、前回は、入退館の管理を行うためのゲートの設置工事という役務が含まれていたが、今回は当該役務を仕様から外した。・前々回については、5者の入札参加があつた。落札業者は、今回及び前回とは異なる社。・賃貸借契約なので、4年ないし5年というサイクルで、機器等をすべて入れ替えている。今回はリースアップ後に一部の機器を買い取ることとし、例外的に使用を継続する機器もあつたが、基本的に端末やサーバについては、賃貸借期間満了後に新しいものに入れ替えて、安定した機器の稼働を確保している。・設定した予定価格について、不當に低いものとは考えていない。しかし、想定していた導入作業に関する予定価格と、事業者が必要と見込んだ価格の差が非常に大きかったという点は事実なので、今後のシステム関係の調達において、どこに認識の差があつたのかについては、引き続き検討してまいりたい。

【建築保全業務】	
主な意見・質問	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・建築保全業務というのは、警備業務、清掃業務、植栽管理、エレベーターの設備保全、保守業務は入っていないという理解で良いか。 ・役務として最低賃金に抵触する可能性は低いとのことだが、改めて説明をお願いする。 ・本件は不落隨契だが、これまでもずっと同じ業者か。同じ業者が続いているのであれば、それはなぜか。また、競争性を高めるために一部業務を分離調達しているが、分離した部分は複数応札になっているか。 ・今後、競争性が働くように、引き続き御検討をお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御理解のとおりである。 ・予定価格の歩掛りを使った部分について、作業員の単価として採用した最も低い単価であっても、最低賃金に抵触する可能性は低いと考えている。また、業者から業務ごとに提出された見積りの積算部分についても、最低賃金に抵触する可能性は低いと考えている。なお、事後に業者に確認したところ、最低賃金に抵触する方はいないとのことであった。 ・同じ業者が受託している。1者応札が続いているが、業界の一般的傾向として、ビルメンテナンスに関しては新規で参入してもらえる業者を見つけるのは大変であると感じている。毎年度、業者が入りやすいように、例えば細かい作業項目ごとに少しづつ分離し、分かりやすい内容にして、業務内容をスリムにしていくことも行っているが、今のところ成果は上がっていないというのが実態である。なお、分離した警備や清掃、エレベーター設備保守等では、競争が働く年もある。